

中泊町農業委員会会議録

令和元年8月9日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日（金） 午後1時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員（ 人）

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
	5 番	青山 邦栄	6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子		
	9 番	坂本 朝彦	1 0 番	成田 誠
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員（ 人）

委 員	3 番	工藤 輝雄	8 番	瓜田 益子
委 員	1 4 番	松田 耕司		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第12号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第13号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

次 長 古 川 明 彦 係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中 名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、9番坂本朝彦委員と10番成田誠委員の2名を指名いたします。なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。</p> <p>◎報告第12号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第12号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3ページをお開き下さい。報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和元年8月9日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、3件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告12号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。</p>

◎報告第13号

議長 それでは、日程第3の報告第13号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局 12ページをお開き下さい。報告第13号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和元年7月実施分）の結果について、次のとおり報告する。
令和元年8月9日提出 中泊町農業委員会会長。

13ページをご覧ください。7月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については申出一覧表をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告13号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第16号

議長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 15ページをお開き下さい。議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和元年8月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第16号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田次男委員 6番、藤田です。それでは報告いたします。去る8月1日、私と瓜田益子委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、使用貸借の再設定が4件、所有権移転が6件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 16ページから21ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号17番から26番の10件ございました。内訳は、使用貸借の再設定が4件、売買が5件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件となっております。

16ページから19ページをご覧ください。受付番号17番から20番は使用貸借の再設定です。期間は4件それぞれ10年間の延長です。その他変更ありません。

19ページから20ページをご覧ください。受付番号21番から24番の4件は、大沢内字ニタ見地内の5筆の田と畑、511平方メートルの売買です。譲受人は自己所有の苗代周辺農地を4名の譲渡人から、これまで苗代として使用していた農地を取得し、苗代を集約して使用するとのことでした。譲受人は認定農業者で、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま。

受付番号25番は、高根字小金石地内の3筆の田473平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培(苗代として使用)をするとのことでした。譲受人は認定農業者で、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま。

受付番号26番は、田茂木字若宮地内の2筆の田4,662平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人は認定農業者で、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号17番から26番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

議長

議案第17号に入る前に私に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことができないことから、関係議案の審議中は退席いたします。なお本日、職務代理者も欠席されておりますので議事進行は最年長者の藤田委員をお願いいたします。

(松坂龍美会長退席)

藤田委員

続きまして、議案第17号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

26ページをお開き下さい。議案第17号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年8月9日提出 中泊町農業委員会会長。

27ページをご覧下さい。令和元年8月1日付け中農政第113号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

29ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が2件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が1件となっています。

受付番号20番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は4,496㎡です。売買価格は150万円です。対価の支払い期限は令和元年8月22日を予定しております。

受付番号21番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、八幡字盛山の農地3筆、地目は田、面積は11,897㎡です。売買価格は470万円です。対価の支払い期限は令和元年8月22日を予定しております。

受付番号22番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、中里字宝森の農地1筆、地目は田、面積は2,543㎡です。売買価格は30万円です。対価の支払い期限は令和元年8月29日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

37ページから38をページご覧ください。今月の利用権設定は新規の設定が1件、再設定が2件で面積は56,372平方メートルです。

受付番号52番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」14,759平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号53番は賃料の変更による再設定です。

受付番号54番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

続いて41ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入2件で、設定する面積が23,666平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号機構19-05番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」20,205平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり1.5俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構19-06番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,461平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月21日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

藤田委員

何かご質問等ございませんか。

藤田委員

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

藤田委員

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

藤田委員

(松坂龍美会長着席)

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年8月9日

農 業 委 員 会
会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
